

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

## 求釈明申立書

2024年9月17日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也

上記当事者間の頭書事件について、原告は、被告に対し、次のとおり釈明を求める。

### 第1 乙16号証「鑑定書（抄本）」について

#### 1 釈明を求める事項

乙16号証「鑑定書（抄本）」の作成者の氏名と所属・連絡先を明らかにされたい。また、同証拠につき証拠説明書には「抄本」とあるところ、「抄本」ではなく、全体を示されたい。

#### 2 釈明を求める理由

乙16号証の作成者名につきマスキングが施されており、対応する証拠説明書（3）にも作成者欄に「司法解剖医」としか書かれていないため、同「鑑定書」の作成の真正若しくは信用性も担保されない上、鑑定書の内容に関する問い合わせも出来ず、今後、証人尋問を求めるか否かの検討にも支障が生じるため、上記事項を速やかに明らかにするよう求める。

なお、乙16号証の「マスキング（白塗り）は名古屋地方検察庁による」ものであると被告は説明するが（2022年11月25日付け証拠説明書）、本件訴訟の被告が「国」である以上、国の一機関である地方検察庁が把握している情報を被告指定代理人が入手できない訳ではなく、マスキングのないものを被告が提出できない理由は何もない。

また、証拠説明書に乙16号証は「抄本」とあるが、全体を通して検討せずに鑑定書の正確な分析は不可能であるところから、「抄本」でなく、必ず「全部」が示されるべきである。

## 第2 乙18号証「検査報告書（抄本）」について

### 1 釈明を求める事項

乙18号証「検査報告書（抄本）」の作成者の氏名と所属・連絡先を明らかにされたい。また、同証拠につき証拠説明書には「抄本」とあるところ、全体を示されたい。

### 2 釈明を求める理由

乙18号証の作成者名についてもマスキングが施されており、対応する証拠説明書（3）にも、作成者欄に「司法解剖医」としか書かれていないため、同「検査報告書」の作成の真正若しくは信用性も担保されない上、検査報告書の内容に関する問い合わせも出来ず、今後、証人尋問を求めるか否かの検討にも支障が生じかねないため、上記事項を速やかに明らかにするよう求める。

なお、乙18号証の「マスキング（白塗り）は名古屋地方検察庁による」ものであると被告は説明するが（2022年11月25日付け証拠説明書）本件訴訟被告が「国」である以上、国の一機関である地方検察庁が把握している情報を被告指定代理人が入手できない訳ではなく、マスキングのないものを被告が提出できない理由は何もない。

また、証拠説明書に乙18号証は「抄本」とあるが、全体を通して検討せずに検査報告書の正確な分析は不可能であるところから、必ず「抄本」でなく、「全部」が示されるべきである。

### 第3 乙19号証「鑑定書（抄本）」について

#### 1 稟明を求める事項

乙19号証「鑑定書（抄本）」の作成者の氏名と所属・連絡先を明らかにされたい。また、同証拠につき証拠説明書には「抄本」とあるところ、全体を示されたい。

#### 2 稟明を求める理由

乙19号証の作成者名についてもマスキングが施されており、対応する証拠説明書（3）にも作成者欄に「大学医師」としか書かれていないため、同「鑑定書」の作成の真正若しくは信用性も担保されない上、鑑定書の内容に関する問い合わせも出来ず、今後、証人尋問を求めるか否かの検討にも支障が生じかねないため、上記事項を速やかに明らかにするよう求める。

なお、乙19号証の「マスキング（白塗り）は名古屋地方検察庁による」ものであると被告は説明するが（2022年11月25日付け証拠説明書）本件訴訟の被告が「国」である以上、国の一機関である地方検察庁が把握している情報を被告指定代理人が入手できない訳ではなく、マスキングのないものを被告が提出できない理由は何もない。

また、証拠説明書に乙19号証は「抄本」とあるが、全体を通して検討せずに鑑定書の正確な分析は不可能であるところから、当然「抄本」でなく、「全部」が示されるべきである。

### 第4 乙17号証、乙20－23号証について

以上の証拠は、全て「抄本」という形で提出されているが、重要な情報が隠されている可能性が高く、そもそも、全体を通して検討せず各文書の正確な分析は不可能であるところから、「抄本」ではなく「全体」を示したい。

なお、各証拠の「マスキング（白塗り）は名古屋地方検察庁による」ものものであると被告は説明するが（2022年11月25日付け証拠説明書）被告が「国」である以上、国の一機関である地方検察庁が把握している情報を被告指定代理人が入手できない訳はなく、マスキングのないものを被告が提出できない理由は何もない。

以上